剰余金処分案

(単位:円)

項目	金	額
I 当期未処分剰余金 Ⅲ 剰 余 金 処 分 額		1, 456, 055, 538
1 法 定 準 備 金	1, 300, 000, 000	
2 出 資 配 当 金	36, 728, 000	1, 336, 728, 000
Ⅲ 次期繰越剰余金		119, 327, 538

上記の通り提案します。

2015年 6月 5日 理事長 當具 伸一

剰余金処分案に関する注記

- 注1. 法定準備金は、生協法第51条の4及び定款第78条の規定に沿って当期未処分剰余金の10%以上を積み立てます。
- 注2. 教育事業等繰越金は、生協法第51条の4及び定款第79条の規定に沿って当期未処分剰余金の 5%以上を積みたて 次期繰越剰余金に含めています。なお、教育事業繰越金は 73,000,000円です。
- 注3. 出資配当率は、総代会当日に在籍する組合員に対し 0.1%とします。

出資配当金は、源泉所得税(復興特別所得税含む)20.42%が控除されます。

計算方法は2014年3月21日より2015年3月20日までの毎日の出資金残高(千円単位)に対して日割り計算しています。

注4. 剰余金処分のうち出資配当金は出資金に振り替させて頂きます。